

## 第30 貯蔵及び取扱いの基準

第30 貯蔵及び取扱いの基準（危政令第24条から第27条）

1 ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときの確認等（危政令第27条第3項、危規則第39条の3の2）【R元.12.20消防危197】

（1）顧客の本人確認について

ア ガソリンの容器への詰替え販売を行う際、顧客に対し、運転免許証その他の本人確認を行うことのできる以下の書類の提示を求め、本人確認を行う。

（ア）本人確認を行う書類の例として、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど公的機関が発行する写真付きの証明書がある。

（イ）（ア）に示す証明書がない場合、2種類以上の公的機関が発行する住所及び氏名を確認することができる書類によることができる。

イ 本人確認を省略できる場合

（ア）アにより本人確認が行われている場合。

（イ）顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合。

（ウ）当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われており、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合。

（エ）顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付き社員証が提示されている場合。

ウ その他

（ア）ガソリンを販売するため従業者が容器に詰め替え、顧客の住居等に配送する場合についても、顧客の本人確認等を行う必要がある。

（イ）本人確認の書類をクレジットカードとすることは、顧客の情報が信販会社にあることから認められない。

（2）使用目的の確認について

使用目的の問い合わせについて、「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容を確認する。

（3）販売記録の作成について

ア ガソリンの容器への詰替え販売を行った際、販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安としてこれを保存すること。運転免許証のコピーや免許番号の転記等は必要ない。

イ 販売記録の作成として、台帳を作成する方法のほか、顧客が氏名等の必要事項を記入した注文書をファイリングする方法や、購入者の氏名等を記載したレシートや領収書等を保管する方法がある。

また、電磁的方法（Word、Excel、PDF等）により保存することも認められる。

ウ 顧客の氏名は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第1号に基づく個人情報に該当するものであることから、販売記録の作成及び保存における個人情報の取扱いについては、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客に見られないように販売記録を作成・保存する等、適切に運用する必要がある。

（4）その他

震災時、大雨や台風等に伴う風水害発生時又は長時間停電の発生時など、災害その他緊急やむを得ない場合において、ガソリンの詰替え販売を行う場合には、（1）～（3）に掲げる顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を省略することができる。